10　免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］		

備考

一　［略］

二　第三欄に定める単位の修得方法は、次に掲げる第二条第一項に定める科目について、それぞれ規定する単位数を修得するものとする。

イ　保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目　二単位以上

ロ　教育の基礎的理解に関する科目（教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）に係る部分に限る。）　二単位以上

ハ　教育の基礎的理解に関する科目（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）に係る部分に限る。）　二単位以上

ニ　教育課程の意義及び編成の方法に関する科目　一単位以上

ホ　道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。）　一単位以上

三～六　［略］

14　改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目二十単位、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等二十四単位並びに大学が独自に設定する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

38　免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する専門的事項に関する科目十単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等十二単位並びに大学が独自に設定する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位並びに大学が独自に設定する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

10　免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］		

備考

一　［略］

二　第三欄に定める単位の修得方法は、第六条第一項の表に定める教職の意義等に関する科目二単位以上（教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）に係る二単位以上を含む。）、教育の基礎理論に関する科目二単位以上（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に係る二単位以上を含む。）、教育課程及び指導法に関する科目三単位以上（教育課程の意義及び編成の方法に係る一単位以上並びに保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る二単位以上を含む。）並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目一単位以上（幼児理解の理論及び方法に係る一単位以上を含む。）を修得するものとする。

三～六　［略］

14　改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

38　免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。